

北九州市迷惑行為 防止基本計画 (第4次計画)

(素案)

(令和7年度～令和11年度)

～ 美しく心躍る彩りある空間の実現、
思いやりにあふれた安らぐまちの創造 ～

北九州市

目次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 迷惑行為の定義 2
- 3 計画期間 2

第2章 今までの主な取組と効果等

- 1 主な取組 3
- 2 主な取組の効果 7
- 3 市民意識調査の結果 8
- 4 取組の課題と対応 13

第3章 計画内容

- 1 目標 15
- 2 計画の推進体制等 16
- 3 基本方針 16
- 4 市民・事業者・市の役割 17
- 5 施策の方向性 18

第4章 施策の柱と取組

- 1 マナーアップ教育の強化・推進 19
- 2 市民啓発の推進 23
- 3 市民活動等の促進 30
- 4 関係団体への支援の強化 32
- 5 監視・指導体制の強化 35
- 6 公共施設等の環境整備 38

- ◇ 計画の体系図 41

◇ 資料

- 1 北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 . . . 1
- 2 基本条例に定める14の迷惑行為 7
- 3 北九州市迷惑行為防止推進協議会 審議の経過 8
 - 委員名簿 9
- 4 過料適用状況 10

第1章 計画の策定に当たって



1 策定の趣旨

毎日の暮らしの中でのものを大切にし、マナーやモラルを守ること、他に誇れる美しい街並みやその中で歩く楽しさを創り出すことは、本市において、重要な取組です。

北九州市の基本構想・基本計画である新ビジョンには、重点戦略として、「彩りあるまち」、「安らぐまち」の実現を掲げており、モラル・マナーアップへの取組は、これらの実現に大きな要素となります。

これらの目標に向けて、迷惑行為の防止に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくため、本市では「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」（以下「基本条例」という。）に基づき、迷惑行為のない、思いやりと優しさにあふれたまち・北九州市の実現を目指して、「北九州市迷惑行為防止基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。

基本計画は、第1次計画の平成22（2010）年度から第3次計画の令和6（2024）年度までの間、小倉や黒崎の繁華街での巡視活動やモラル・マナーアップに向けた教育、啓発活動など、市民・事業者・行政が連携して様々な取組を推進してきました。

この結果、路上喫煙率をはじめとして、放置自転車の撤去台数などの迷惑行為の件数減少や迷惑行為防止活動に取り組む団体の増加など大きな効果が生まれています。

一方、迷惑行為が減っていると感じる市民の割合はまだ低く、今後、迷惑行為防止の周知、啓発等の更なる強化を図り、本市全域におけるモラル・マナーアップの意識の浸透を図ることが必要となっています。

そこで、北九州市迷惑行為防止推進協議会における議論を踏まえ、これまでの取組の充実・強化を図るとともに、新たな市民ニーズにも対応するため、第4次計画を策定します。

2 迷惑行為の定義

この基本計画における迷惑行為とは、他人に不快感又は嫌悪感を与えるのみならず、他人の身体又は財産に危害を及ぼす行為であり、他人への思いやりを欠く行為として、市民意識調査の結果や迷惑行為の実態、法律又は他都市の条例による規制状況、市民団体の意見等を踏まえて「北九州市モラル条例検討委員会」が提言した内容に沿って選定したものです。

「基本条例」において、14項目の迷惑行為を明示しています。

3 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、必要に応じ見直しをすることがあります。

第2章 今までの主な取組と効果等

1 主な取組

(1) マナーアップ教育の推進

○ 道徳教育の推進（市内小学6年生）

次世代を担う児童（小学6年生）を対象にモラル・マナーアップ教育（道徳授業）で活用できるように、道徳教材「モラル・マナーアップ北九州」を配布しています。



道徳教材

○ 小学6年生を対象とした標語コンクールの実施

モラルやマナーについて学んだ児童を対象に「モラル・マナーアップ標語コンクール」を実施するとともに、優秀標語の入ったポスターを作成し、小学校をはじめ、市民センター、スポーツ・文化施設などに掲示し、広く市民への周知・啓発を図っています。



標語コンクール作品掲示

○ 自転車マナーアップ推進事業

中学生を対象とした自転車交通ルール検定の実施や、市内新小学1年生及び新高校1年生への自転車安全利用のチラシの配布など、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組んでいます。



チラシ

(2) 市民啓発の推進

○ 重点地区や推進地区等での街頭啓発

小倉・黒崎の重点地区をはじめ、下曾根や戸畑などの推進地区、折尾駅や城野駅などのJR駅周辺において、迷惑行為の防止を目的に街頭啓発活動を実施しています。



街頭啓発の様子

○ 市政だよりや市ホームページ等でのPR

市政だよりや市公式SNS、市ホームページ、街頭ビジョンなど様々な広報媒体を利用して、迷惑行為の防止を広くPRしています。

○ たばこ対策促進事業

たばこ（加熱式たばこを含む）の健康影響やたばこ関連疾患（COPD等）の予防、市内の禁煙外来の情報等について周知啓発を行い、禁煙に対する支援体制の取組を展開しています。

(3) 市民活動等の促進

○ まち美化功労者への感謝状の贈呈

環境衛生の向上や美しいまちづくりの推進に貢献している団体・個人に対して感謝状を贈呈しています。

○ 青少年ボランティアステーション推進事業

青少年の成長に欠かすことのできない様々な体験活動を通じ、社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心等、豊かな人間性を育むとともに、社会性や協調性等を身に付けることができるよう、青少年が行うボランティア体験活動を支援・促進しています。

(4) 関係団体への支援

○ 迷惑行為防止活動に取り組む地域団体への支援

迷惑行為の防止活動を行う地域団体等に市が啓発物品（ポスター、チラシ、のぼり、ポケットティッシュなど）を提供することにより地域における市民活動を促進し、全体的なモラル・マナーアップを推進しています。



支援物品

○ 飼い犬のふん害防止ボランティアの支援

「ふん害防止モデル校区」では、ふん害防止パネルやふん取りパックなどの物品を提供し、ボランティア活動を支援しています。

○ 違反広告物簡易除却市民ボランティアへの支援

違反広告物の除却活動に協力する市民ボランティアの団体等に対して、違反広告物を除却できる権限を委任し、広告物除却のために使用する道具類の提供を行い、その活動を支援しています。

(5) 監視・指導体制の強化

○ 小倉・黒崎の重点地区での巡視活動

「路上喫煙」・「ごみのポイ捨て」・
「飼い犬のふんの放置」・「落書き」の
4つの迷惑行為に対して、迷惑行為防止巡視員が1,000円の過料を徴収しています。



巡視活動の様子

○ 迷惑行為防止活動推進員の委嘱

「迷惑行為防止活動推進地区」において、地域団体の構成員を「迷惑行為防止活動推進員」に委嘱し、迷惑行為防止の指導及び啓発の充実を図っています。

○ 放置自転車の指導・撤去

「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」に基づき、自転車放置禁止区域を指定して、放置自転車の撤去を実施しています。



放置自転車撤去前



放置自転車撤去後

(6) 公共施設等の環境整備

○ 小倉・黒崎重点地区及び推進地区でのサイン整備

重点地区や推進地区において、看板や路面標示などの設置を通じて、迷惑行為防止の啓発や基本条例の周知に取り組んでいます。



迷惑行為防止重点地区の看板

○ 自転車通行空間の整備

自転車が安全で快適に道路を通行できるよう、自転車走行空間の整備を推進します。

2 主な取組の効果

事業名		取組実施前	取組実施後
路上喫煙率	小倉地区	10人/1,000人 (H20)	0.6人/1,000人 (R5)
	黒崎地区	12人/1,000人 (H21)	4.1人/1,000人 (R5)
家庭ごみの不適正排出指導件数		1,600件 (H22)	150件 (R5)
違法広告物簡易除却枚数		152,000件 (H22)	7,500件 (R5)
違法駐車啓発件数（小倉地区）		7,000件 (H22)	300件 (R5)
放置自転車の撤去台数		4,150台 (H22)	747台 (R5)
モラル・マナーアップ標語コンクール参加者数		679人 (H24)	753人 (R5)
迷惑行為防止活動に取り組む支援団体数		40団体 (H23)	99団体 (R5)

3 市民意識調査の結果

※中間報告・概数

(1) 調査の内容

- 調査テーマ 市民のモラル・マナーについて
- 調査年度 令和6年度
- 調査対象者 市内に居住する18歳以上の男女3,000人
- 有効回収数 845人 (有効回収率 28%)
- 調査の目的 モラル・マナーアップの更なる推進に向けた課題の把握

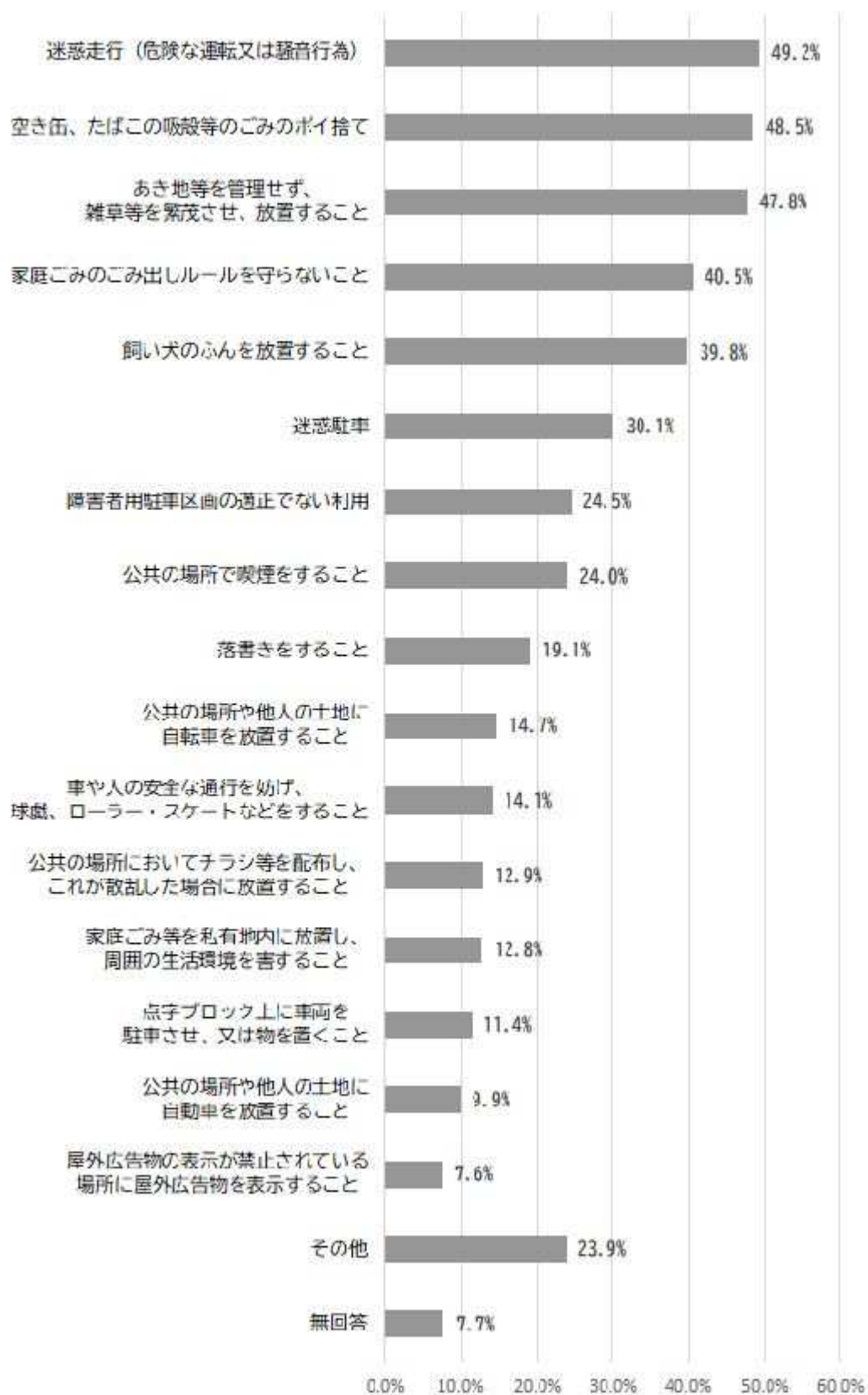
(2) 結果の概要

① 市民が以前と比べ低下していると感じているもの

※基本条例で定める14項目の迷惑行為において

「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」(49.2%)、「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(48.5%)、「あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること」(47.8%)が上位を占めています。

「その他」を回答した202人のうち、「横断歩道を渡らずに道路を横断する」を36人、「自転車におけるマナー(スピード出し過ぎ・逆走・ながら運転)」を39人、「携帯電話などを操作しながら歩行・運転(自動車・自転車)する」を32人が挙げています。交通安全に関する事項が多く挙げられており、また、基本条例の施行後、携帯電話やスマートフォンの普及が進んだことが背景にあると考えます。

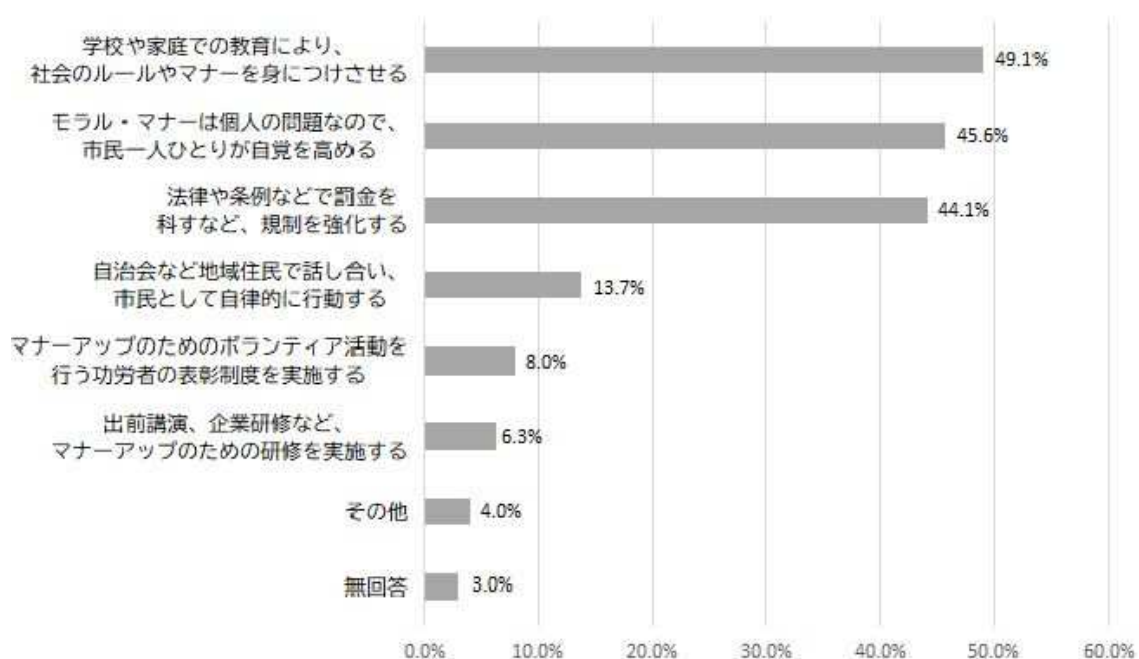


以前と比べ低下していると感じる市民のモラルやマナー

② モラル・マナー向上に効果的な取組

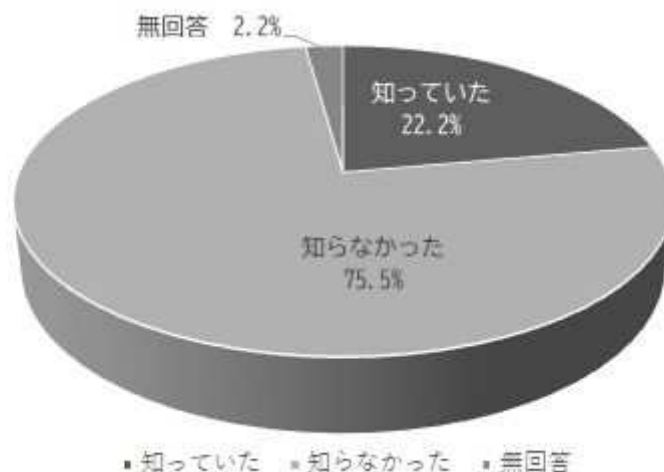
「学校教育や家庭での教育により、社会のルールやマナーを身につけさせる」（49.1%）が最も多く、子どもの頃からモラル・マナーを身につけることを重視している傾向にあります。

次いで「モラル・マナーは個人の問題なので、市民一人ひとりが自覚を高める」（45.6%）という順になっています。



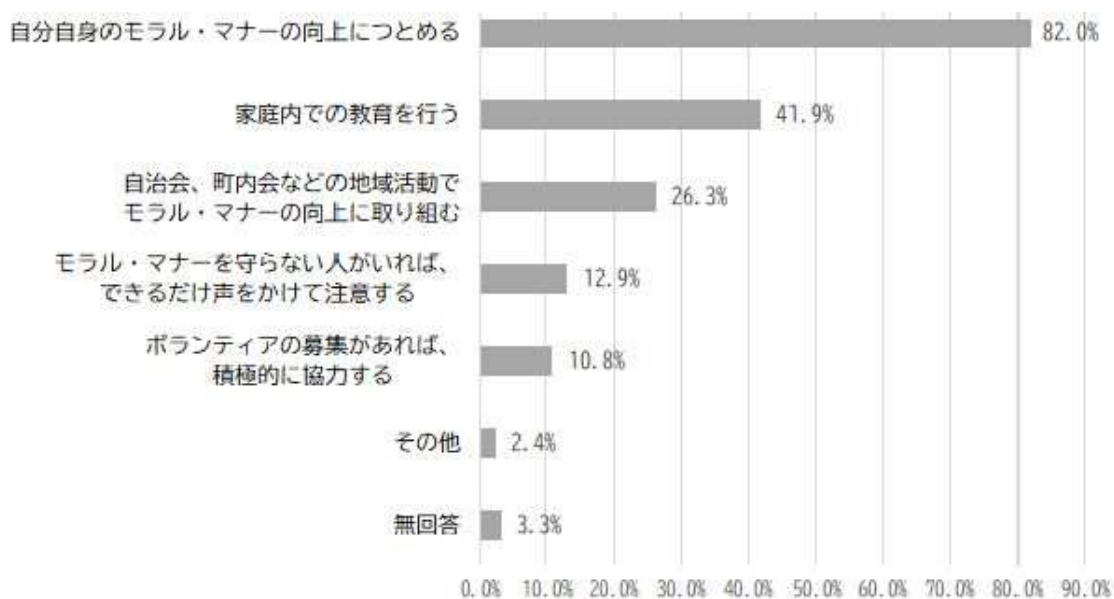
③ 「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度

関連条例を「知らなかった」と回答した人は、約4分の3（75.5%）と過半数を占めました。特に20歳代、30歳代では、約8割が知らないと回答しています。



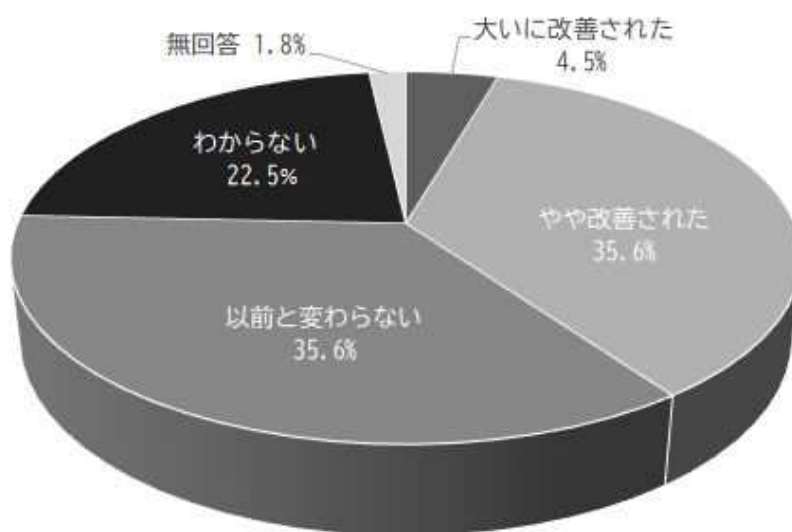
④ 参加可能なモラル・マナー向上のための取組

「自分自身のモラル・マナーの向上につとめる」(82.0%)で最も多く、次いで「家庭内での教育を行う」(41.9%)、「自治会、町内会などの地域活動でモラル・マナーの向上に取り組む」(26.3%)の順となっています。



⑤ 居住地域における迷惑行為の状況

居住地域の迷惑行為の状況について、「やや改善された」(35.6%)と「以前と変わらない」(35.6%)が同数で多く、「わからない」(22.5%)と続いています。「大いに改善された」(4.5%)と「やや改善された」(35.6%)を合わせた『改善された』で、約4割を占めました。



■ 大いに改善された ■ やや改善された ■ 以前と変わらない ■ わからない ■ 無回答

4 取組の課題と対応

これまでの取組により、路上喫煙率や放置自転車の撤去台数が減少するなど
の効果があつたものの、迷惑行為の状況が良くなっていると感じる方の割合は
低くなつていて、前回から改善されたとは言い難い状況です。また、「モラル・
マナーアップ関連条例」の認知度も前回に比べ、やや下がっていることから、
迷惑行為防止に関する周知や啓発等をさらに推進することが必要です。

また、携帯電話などを操作しながらの歩行や運転、自転車や電動キックボ
ードによる交通ルール違反など、近年の社会情勢の変化による新たな迷惑行為へ
の対応等も必要となっています。

市民意識調査の調査結果を検証し、市政モニター調査等を活用しながら、効
果的な取組について検討を行います。

(1) 基本条例など認知度の向上

○ 課題

- ・ 基本条例や基本計画の更なる周知を図るための広報活動を推進する
必要があります。

※令和6年度に実施した「市民意識調査」では、関連条例の認知度
が約2割でした。

○ 主な対応方針

- ・ 関係機関・団体との更なる連携を図り、基本条例や基本計画ととも
に市や市民などの取組の広報・周知を図ります。

(2) 市内全域におけるモラル・マナーアップへの更なる取組

○ 課題

- ・ 市内全域における迷惑行為防止の啓発活動を更に推進する必要があ
ります。

※「市民意識調査」では、迷惑行為防止のために、「自治会、町内
会などの地域活動での取組が必要」という意見が約3割あり、活

動に参加したいと考える人は約1割でした。

○ 主な対応方針

- ・ 地域活動への支援に関する更なる周知・広報に取り組んでいくとともに、市内全域におけるマナーアップに向けて、支援の取組の充実・強化を図ります。

○ 課題

- ・ 今後増加が予想される外国人や、飲食店利用者の路上喫煙など、対象者に応じた啓発を行う必要があります。

○ 主な対応方針

- ・ 外国人にもわかりやすいマナーアップに関する周知方法や、関連部署や事業者と連携して路上喫煙者への啓発を検討するなど、対象者に応じた効果的な啓発を推進します。

(3) 更に改善が必要な迷惑行為

○ 課題

- ・ 「ポイ捨て」と「迷惑走行」について、更なる周知・啓発活動等の取組を推進する必要があります。

※「市民意識調査」では、以前と比べ、市民のモラルやマナーが低下していると思う迷惑行為として、「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」と「迷惑走行（危険な運転又は騒音行為）」が多く挙げられています。

※年3回で実施している定点調査では、全ての地区において、ポイ捨ての大半がたばこの吸殻という結果になっています。

○ 主な対応方針

- ・ 市民や地域・企業による迷惑行為防止の活動を促進するとともに、ポイ捨てと路上喫煙を絡めた啓発活動の強化を図ります。
- ・ 市民や地域・企業との更なる連携を図り、交通安全に関するルール・マナーアップに向けた取組を推進します。

第3章 計画内容



1 目標

(1) 目標とする姿

美しく心躍る彩りある空間の実現、
思いやりにあふれた安らぐまちの創造

北九州市のまちづくりの方向性を示す北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）では、3つの重点戦略の中に、「彩りあるまち」、「安らぐまち」の実現を掲げています。モラル・マナーアップは、これらの実現に向けた重要な取組となります。

【新ビジョンから抜粋】

～「彩りあるまち」の実現 ～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

「彩りあるまち」の実現にあたっては、2050年までのゼロカーボンシティの実現も視野に入れ、民間投資を喚起しながら、魅力的な街並みや生活環境などの「彩りある空間」の整備を進めるとともに、心身に潤いや活力を与える文化芸術やスポーツの振興、観光地の魅力向上などにより、市内外の人々が「彩りある時」を体感できる環境を整備していきます。

～「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

「安らぐまち」の実現にあたっては、防災や防犯のまちづくり、社会インフラの維持など「生活基盤の安心」を支えることをベースに、質の高い福祉や介護、医療などのサービスが提供されるとともに、多様性を認め合いながら、地域のつながりを感じることができる「暮らしの安心」を支えていきます。

なお、モラル・マナーアップの取組は、北九州市のイメージアップとなり、インバウンドや企業誘致に寄与することで「稼げるまち」へとつながります。

(2) 目標の方向性

モラル・マナーが改善されたと感じる市民の割合の向上を目指す

市民意識調査の結果（12 ページ）に掲げる、「居住地域における迷惑行為の状況」の「大いに改善された」と「やや改善された」を合わせた『改善された』で過半数以上を目指します。※ 次回アンケートは令和10年度実施予定

2 計画の推進体制等

「基本条例」に基づき設置された「北九州市迷惑行為防止推進協議会」において、迷惑行為の防止に関する施策の進捗を検証しながら、基本計画の推進を図ります。

検証に当たっては、市の基本構想・基本計画の事業評価を活用して、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルに沿って行います。

3 基本方針

（1）迷惑行為をしない・させない「人づくり」

迷惑行為を許さないという認識が、個人にとどまることなく、地域全体にも波及することを目指し、迷惑行為をしない・させない「人づくり」を推進します。

（2）迷惑行為をしない・させない「環境づくり」

市民・事業者・市が協働して、迷惑行為を発生させない環境づくりに取り組み、迷惑行為防止に向けた地域全体の機運を盛り上げるとともに、迷惑行為のない快適で美しく住みやすいまちづくりを推進します。

4 市民・事業者・市の役割

(1) 市民の役割

迷惑行為の防止のためには、行政の取組に加えて、市民一人ひとりの意識や取組が不可欠であり、自らが迷惑行為をしないようにするとともに、他人の迷惑行為を注意するなどの行動が必要です。

また、各自が地域社会を支える担い手となり、地域活動への参画などを通じて、住みよい地域づくりに努めることも必要です。

市民が主役となる地域づくりを進めるために、ボランティア活動などの市民活動が活発になっていくことが期待されます。

(2) 事業者の役割

迷惑行為の防止のためには、地域社会の一員である事業者の取組が不可欠です。従業員等への指導・啓発とともに、事業所周辺などでの迷惑行為の防止のための自主的な活動が必要です。

(3) 市の役割

迷惑行為が市民一人ひとりの行動に起因することから、市民及び事業者の理解と協力のもとに、迷惑行為の実情に応じた施策の展開を進めます。

5 施策の方向性

(1) 市民意識の醸成

思いやりの気持ちを持ち、他人に対して迷惑となることをしない・させない意識づくりのため、次代を担う青少年と地域を支える社会人及び行政との間で問題意識の共有が可能となるよう次の取組を推進します。

- マナーアップ教育の強化・推進
- 市民啓発の推進

(2) ボランティア活動の活発化

迷惑行為を防止するため、市民・事業者・市が協働して、様々な地域でのボランティア活動を推進・支援していくとともに、幅広く市民が参加できるよう次の取組を推進します。

- 市民活動等の促進
- 関係団体への支援の強化

(3) 迷惑行為防止の仕組みづくり

迷惑行為の防止に向けた周知・啓発・指導の徹底とあわせて、モラル・マナーアップ関連条例に基づく罰則（過料）の適用など、監視・指導体制を強化して、迷惑行為を許さない・見逃さない仕組みづくりを推進します。

(4) 迷惑行為防止の環境整備

迷惑行為を禁止する表示や迷惑行為を行いにくい美しいまちづくりなど、公共施設等の環境整備を行い、迷惑行為を発生させない環境づくりを推進します。

第4章 施策の柱と取組

1 マナーアップ教育の強化・推進

モラル・マナーの向上のためには、長期的な視点を持った息の長い取組が不可欠であり、子どもたちから迷惑行為をしない・させないという意識を育むことにより、自ら進んで迷惑行為の防止に取り組む人材を育てていくことが必要です。

このため、子どもたちが、迷惑行為を正しく認識し行動できるよう、学校教育、家庭教育などの充実を図る取組を進めます。

(1) 教育を通じた青少年の意識改革の推進

迷惑行為の防止や快適な生活環境の確保について知り、学び、実践する学習の場を拡大し、学校等の教育関係機関などとの連携を図りながら、幅の広い取組を進めていきます。

(2) 青少年の主体的活動の促進

子どもたちの迷惑行為に対する認識が、家庭や学校にとどまることなく、幅広い視野を持った主体的な行動ができるよう、意見交換会の開催など啓発のための取組を進めていきます。

【主な取組】

	事業名 (担当課)	事業の概要
1	道徳教育の推進 (総務市民局 安全・安心推進課)	次世代を担う小学生を対象に、学校のタブレットに配信する道徳教材「モラル・マナーアップ北九州」を活用した授業を行い、モラル・マナーを守ろうとする心情を育成し、地元への愛着心を育みます。また、マスコットキャラクターを使用した啓発を行う等、より広い年齢層へ向けた取組を行います。

2	交通安全センターにおける交通安全教育 (総務市民局 安全・安心推進課)	北九州市立交通安全センターにおいて、交通安全教室の開催や資料の展示などを通し、交通安全に関する知識の普及と交通安全思想の高揚を図ります。 高齢者向け交通安全教室・講習会等を開催します。
3	自転車マナーアップ推進事業 (総務市民局 安全・安心推進課)	自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るため、中学生を対象とした自転車交通ルール検定の実施や、自転車安全利用のチラシを学校のタブレットに送信するなど、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組みます。
4	新たなモビリティの交通安全マナーの推進 (総務市民局 安全・安心推進課)	電動キックボードなど、新たなモビリティの利用者に対し、正しい交通ルールの周知を図り、交通安全の啓発を行います。
5	他の自治体との連携等 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	他の自治体と連携を図り、その事例や情報を把握し、施策に反映させます。
6	学生安全・安心ボランティア活動推進事業 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	市内の学生ボランティアが一堂に会する防犯アカデミー（防犯リーダー養成講座）を開催し、防犯活動に必要な知識を学ぶとともに、学生ボランティアがそれぞれの団体間の情報（活動内容・知識・問題点・解決方法等）を共有する場を設け、活動の活性化を図ります。
7	子どもや女性の犯罪被害防止対策事業 (総務市民局 安全・安心推進課)	子どもや女性の犯罪被害を防止するため、子ども自身や子どもを見守る保護者、女性を対象とした安全セミナー等を開催し、防犯意識や知識の向上を図ります。

8	客引き対策（迷惑行為） （総務市民局 安全・安心推進課）	「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づき、違反行為者の取締りの強化、市民への広報啓発を行うことで、安全に安心して暮らせるまち北九州市を実現し、本市の魅力と向上を図ります。
9	福祉・ボランティア教育副読本の作成 （保健福祉局 総務課）	子どもたちが地域社会の一員であることを自覚し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、令和3年度までは小中学校向け福祉・ボランティア教育用副読本「やさしさのあるまちづくり」を作成・配付し、令和4年度からは教育委員会のイントラナビに掲載しています。
10	人にやさしいまちづくりの推進 （保健福祉局 総務課）	子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らせる「人にやさしいまち」を実現するため、バリアフリー関連啓発事業や情報提供を行います。
11	青少年ボランティアステーション推進事業 （子ども家庭局 こども若者成育課）	次世代を担う青少年が、SDGs関連の活動や街づくりを目的とする様々なイベントなどをサポートするボランティア活動に積極的に関わることで、地域活性化に目を向けたり、地元への愛着心をもったりするような取組を推進します。
12	環境人財育成事業 （環境局 環境学習課）	市民一人ひとりが環境との関わりを理解し、より良い環境・地域づくりへの意識をもって行動を起こすことのできる環境人財を育むため、「環境首都検定」をはじめとする施策に取り組めます。
13	市民環境力支援事業 （環境局 環境学習課）	「市民環境力」の向上を目指し、市民・NPO・企業等が主体となった環境活動の実践・交流の場づくりを行うとともに、新たな取組を生み出していくための、情報発信を行います。

14	<p>環境教育推進事業 (教育委員会 次世代教育推進課)</p>	<p>小学校4年生を対象に、本市の環境教育関連施設等を活用し、総合的な学習の時間の中で体験活動を実施し、環境の保全に主体的に取り組む態度の基盤となる、環境保全への関心・意欲の喚起及びシビックプライドの醸成を図ります。</p>
15	<p>心の教育推進事業 (教育委員会 学校教育課)</p>	<p>生命尊重の精神や健全な自尊感情、他人を思いやる心など、「生きる力」の核となる人間性を育成するために、豊かな体験を通して自己の生き方について考えを深める道徳教育を推進します。</p>
16	<p>新たな迷惑行為への対応 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)</p>	<p>歩きスマホやSNS等での誹謗中傷など近年問題となっている迷惑行為について、市政だよりやSNSを活用し、迷惑行為防止の働きかけを行います。</p>

2 市民啓発の推進

モラル・マナーの向上のためには、子どもたちの教育にあわせて、地域を支える模範となるべき社会人の育成が不可欠であり、モラル・マナーアップの模範的意識を持つことにより、市民一人ひとりが、その地域の実情にあった取組を進めることが重要です。

このため、迷惑行為防止のための周知を図り、地域を支える人材育成の取組を進めます。

(1) 市民意識の醸成

モラル・マナーアップに関する正しい知識を習得し、実践へとつなげていくため、講演会や勉強会などを開催し、迷惑行為をしない・させない意識の醸成を図る取組を進めていきます。

(2) 啓発活動の実施

市民に迷惑行為とは何かを理解してもらい、自主的な活動の促進を図るため、キャンペーンなどによる周知・PR活動を実施し、地域全体のモラル・マナーの向上を図る取組を進めていきます。

【主な取組】

	事業名 (担当課)	事業の概要
17	迷惑行為防止に関する出前講演 (総務市民局 安全・安心推進課)	迷惑行為を防止するため、モラル・マナーアップ関連条例の制定や迷惑行為防止重点地区、迷惑行為防止活動推進地区などの取組について、市の出前講演制度を利用し、市民への周知を図ります。若年層から高齢者層まで各世代に応じた講演を行います。

18	モラル・マナーアップの周知 (総務市民局 安全・安心推進課)	<p>迷惑行為の防止を周知するため、大学生や地域団体等と連携しながら、様々な機会を捉えて、迷惑行為の防止を訴えるポスターの掲示やチラシ配布、街頭啓発などにより広く周知・PRを行います。</p> <p>周知・PRの際は、SNSを積極的に活用し、若者向けにも効果的広報を行います。</p>
再	新たなモビリティの交通安全マナーの推進 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.4の再掲
19	転入者向けのモラル・マナーアップの周知 (総務市民局 安全・安心推進課)	<p>北九州市に新たに転入される方に向け、転入届の手続きの際に、区の市民課からチラシを配布することで周知を図ります。</p> <p>また、大学入学に合わせ、学生向けの周知を図ります。</p>
20	交通安全推進事業 (総務市民局 安全・安心推進課)	生涯にわたる交通安全教育と効果的な広報啓発活動により、広く市民の交通安全意識の高揚を促し、交通事故防止を図ります。
21	外国人向けモラル・マナーアップの周知・啓発 (総務市民局 安全・安心推進課、 政策局 国際政策課、関係課)	外国語版ホームページ、外国人向け生活情報誌への掲載や外国人向け生活情報動画「自転車の乗り方・ルールについて」の配信等により、学校や企業等と協力しながらモラル・マナーアップの周知・啓発を行います。
22	違法駐車防止活動 (総務市民局 安全・安心推進課)	JR小倉駅南側地区の違法駐車等防止重点地域において、違法駐車防止指導員による啓発活動を実施し、違法駐車防止及び運転者の駐車マナーの向上を図ります。

23	公共交通機関との連携による広報 (総務市民局 安全・安心推進課)	J Rや西鉄バス、北九州モノレールなど公共交通機関等の協力を得て、駅やバス停でのポスター掲示など周知を図ります。
24	路上喫煙者への広報 (総務市民局 安全・安心推進課)	繁華街等における飲食店利用者の路上喫煙防止対策として、街頭啓発などにより広く周知を図ります。
25	外国人来訪者への対応 (総務市民局 安全・安心推進課)	海外からの観光客への対応として、J R小倉・黒崎駅ペDESTリアンデッキ上において4ヶ国語による音声案内や看板等の外国語表記などの整備を図ります。また、外国人向け広報誌等への掲載により周知を図ります。
26	市外からの来訪者に向けた広報 (総務市民局 安全・安心推進課)	市外からの来訪者への周知として、観光客向けのパンフレット等へ重点地区や過料適用などを掲載し注意喚起を行います。また、市外から多数の来訪者が見込まれるイベント等での広報を実施します。 その他、市内ホテルの協力を得て、宿泊施設でのチラシやポスターの掲示やデジタルサイネージを活用したPRを行います。
27	団体・地域に向けた学習機会の提供 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	啓発用のDVDを作成し、様々な機会で市民に利用できるよう、市内の全市民センターで貸出を行います。
再	交通安全センターにおける交通安全教育 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.2の再掲

再	自転車マナーアップ推進事業 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.3の再掲
再	他の自治体との連携等 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.5の再掲
28	市関係機関の連携による事業及び広報の実施 (市長公室 広報戦略課、 関係各課)	市の関係機関が連携して、効率的、効果的に迷惑行為(14項目)防止の事業や広報を実施します。広報に当たっては、市政だよりや市公式SNS、市政テレビ・ラジオ、市ホームページなどを利用してPRを図り、関連施策への市民の理解と参加を促します。
29	安全・安心推進員による「安全・安心条例」普及・啓発活動 (総務市民局 安全・安心推進課)	市内企業・事業所向けに安全・安心条例の普及・啓発を行う他、地域防犯活動への参加促進や、「子ども」「女性」「高齢者」の防犯対策の啓発を図ります。
30	北九州市安全・安心条例普及及び地域防犯の取組(出前講演) (総務市民局 安全・安心推進課)	条例制定の趣旨・目的等について理解を深めるための普及・啓発活動を推進するとともに、本市の地域防犯対策の取組成果の発信や、犯罪機会論や割れ窓理論に関する講演を実施し、市民の防犯知識を高めます。
31	消費者啓発推進事業 (総務市民局 消費生活センター)	消費者に対する啓発イベント・講座の開催や、SNSによる配信、パンフレットや冊子の配布を通して、消費者が自主性を持って健全な消費生活を営むことができるよう支援します。

32	<p>受動喫煙防止・たばこ対策促進事業 (保健福祉局 健康推進課)</p>	<p>受動喫煙の防止を一層推進し、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備を図るため、受動喫煙防止の普及啓発をはじめ、事業者からの受動喫煙防止対策に関する相談や市民通報への対応等に取り組みます。</p> <p>がんや COPD など多くの病気との関係が分かっている喫煙について、喫煙をやめたい人が禁煙できるように禁煙支援に取り組むとともに、喫煙が健康に与えるリスクについて、正しい知識の普及啓発に取り組みます。</p>
33	<p>「障害者等用駐車区画」の適正利用（パーキングパーミット制度）の推進 (保健福祉局 障害福祉企画課)</p>	<p>福岡県のパーキング・パーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、福岡県と連携して、利用証の交付や制度の周知・啓発等を行います。</p>
34	<p>公道等敷設されている点字ブロックの適正利用の推進 (保健福祉局 総務課、障害福祉企画課)</p>	<p>「点字ブロック」に対する正しい理解と適正な利用について周知・啓発を行います。</p>
35	<p>動物愛護強化事業 (保健福祉局 動物愛護センター)</p>	<p>動物の安全と健康を保持し、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物の適正飼育を推進します。そのため、動物愛護週間にちなんだ動物愛護デーなどの啓発イベント、野良猫による生活環境の悪化などの地域トラブルの解決のための地域猫制度事業を獣医師会や動物愛護推進員等の関係者と協力して実施するとともに、収容された犬猫の治療及び適切な飼養管理を行い、できる限りの譲渡に繋がります。</p>

36	まち美化啓発事業 (環境局 業務課)	まち美化条例（北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例）に基づき、ポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民や企業、自治会と連携し、様々なまち美化事業を実施します。
37	歩道清掃 (環境局 業務課)	都心・副都心である小倉・黒崎駅前を含む市内主要 JR 駅前及びその周辺の街路を歩きながら清掃します。清掃者がまち美化のユニフォームを着用し、ポイ捨てや歩きたばこ防止等のPRを図ります。
38	「分別大事典」の配布 (環境局 業務課)	市外から転入してきた市民や市内在住の外国人に対して、地域におけるごみ出しルールの周知とごみ出しマナーの向上を図るため、分別大事典（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語）を配布します。 また、北九州市公式 LINE アカウントで、ごみの分別検索機能や資源の拠点回収ボックスの設置場所を検索できる施設検索機能の提供を行います。
再	環境人財育成事業 (環境局 環境学習課)	No.12 の再掲
再	市民環境力支援事業 (環境局 環境学習課)	No.13 の再掲
39	イノシシ、ハト等の被害防止に係る啓発 (産業経済局 鳥獣被害対策課)	エサやり禁止の動画配信、看板の設置、パンフレットの配布及びホームページでの啓発を行います。

40	<p>放置自転車対策事業 (都市整備局 道路維持課)</p>	<p>違法駐輪をしようとする者に対する指導及び放置自転車の撤去を実施します。</p> <p>「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」を制定し、自転車の放置防止に努めています。</p>
41	<p>「海辺利用のルール」の啓発 (港湾空港局 計画課)</p>	<p>海辺を訪れる様々な人が安全で快適に利用するために、「海辺利用のルールブック」の配布等を行い、利用者のマナー向上を図ります。</p>
42	<p>効果的なイベント、広報の方法の検討・実施 (関係課)</p>	<p>高齢者向け催しや学生参加による企画など、効果的なイベントや広報の手法を検討のうえ実施します。</p>

3 市民活動等の促進

これまで市民や行政による様々な活動が展開されてきましたが、更に迷惑行為の防止の活動を着実に推進するため、より多くの市民などが市民活動に積極的に参加することが重要です。

このため、様々な情報提供や支援を行い、市民などが自発的な行動ができるための取組を進めます。

(1) 啓発活動の推進

これまで行われてきた迷惑行為の防止のための活動例等の紹介や、功労者を表彰するなどの周知・啓発活動により市民の潜在的活動意欲を引き出すための取組を進めていきます。

(2) 市民活動の発掘

迷惑行為の防止に関わる活動に対する支援制度を充実させ、市民による自主的な活動の立ち上げを支援する取組を進めていきます。

【主な取組】

	事業名 (担当課)	事業の概要
43	情報提供方法の検討 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	ポスターやチラシだけでなく、SNSの活用など、市民や各種団体に対する効果的な情報提供の方法について検討し、その充実を図ります。 市民活動の表彰制度への推薦を行います。
44	地域意見の施策への反映 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	地域における市民・団体の意見把握を行い、地域住民の活動内容、関係団体への支援のあり方、地域における監視・指導体制などの施策に反映させます。

再	他の自治体との連携等 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.5の再掲
45	市の広報による活動事例の紹介 (市長公室 広報戦略課、 関係各課)	市政だよりや市公式SNS、市政テレビ・ラジオ、市ホームページなどの自主広報媒体を利用して、迷惑行為防止に関する施策・事業や行事等をPRし、関連施策への市民の理解と参加を促します。
再	学生安全・安心ボランティア活動推進事業 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.6の再掲
再	青少年ボランティアステーション推進事業 (子ども家庭局 こども若者成育課)	No.11の再掲
46	ごみステーション改善推進事業 (環境局 業務課)	衛生や景観問題に対する市民ニーズに応えるため、ごみステーションの散乱防止の強化を図ります。
47	まち美化功労者への感謝状贈呈 (環境局 業務課)	環境衛生の向上や美しいまちづくりの推進に功績のあった団体・個人に対して感謝状を贈呈します。
48	民間事業者による啓発活動 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	外国人技能実習生に対する交通ルール遵守の教育や従業員向けのモラル・マナーアップ啓発に取り組むよう関係団体を通じて働きかけを行います。

4 関係団体への支援の強化

迷惑行為防止の活動のためには、これまで行われてきた市民活動における様々な課題を集積し、その課題を改善していくことが重要です。

このため、関係部局が連携を図りながら、これまで行われてきた市民活動の課題を共有することで、必要な支援策を充実させていくための取組を進めます。

(1) 関係団体との情報の共有

関係部局と連携して、各団体の課題や要望を把握し、効果的な施策を実施するための取組を進めていきます。

(2) 関係団体への支援

施策の連携及び拡充を図ることなどにより、関係団体への支援を充実していきます。

【主な取組】

	事業名 (担当課)	事業の概要
49	迷惑行為防止活動推進地区の活動支援 (総務市民局 安全・安心推進課)	地域団体が迷惑行為の防止活動に積極的に取り組む地域を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、ポスター、チラシ、のぼりや啓発用のポケットティッシュなどを提供し、その活動を支援します。
50	落書き消去活動の支援 (総務市民局 安全・安心推進課)	地域の落書き消しに取り組む団体に対して、落書きを消去するための溶剤などを提供し、活動を支援します。

51	迷惑行為防止地域活動支援 (総務市民局 安全・安心推進課)	自主的に迷惑行為防止のための活動を行う地域団体等に対し、ポスター、チラシ、のぼりや啓発用のポケットティッシュなどを提供し、その活動を支援しています。
再	他の自治体との連携等 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.5の再掲
再	地域意見の施策への反映 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.44の再掲
52	ふん害防止モデル校区事業 (保健福祉局 動物愛護センター)	地域住民が飼い犬のふん害を防止するために自主的な活動を行っている地域を「ふん害防止モデル校区」に指定し、ふん害防止パネル・帽子・腕章・ふん取りパックなどの物品を提供し、その活動を支援します。
53	まち美化促進区域の指定・活動支援 (環境局 業務課)	地域住民等により、まち美化活動が積極的に行われる地域を「まち美化促進区域」に指定し、清掃用具などを提供することにより、その活動を支援します。
54	まち美化ボランティアへの助成事業 (環境局 業務課)	道路、公園、河川等の公共の場所でボランティア清掃を行う市民に対する支援として、「まち美化ボランティア袋」を作成・配布します。 また、市が主催する“クリーン北九州”まち美化キャンペーンの清掃参加者に軍手とタオルや、まち美化推進員にブルゾン、火バサミなどを配布します。

55	<p>違反広告物簡易除却市民ボランティア制度 (都市整備局 管理課)</p>	<p>条例に違反した簡易な広告物（はり紙、はり札及び立看板）については、町内会や環境美化に取り組む会社等の他、違反広告物の除却活動に協力する市民ボランティアの団体等に対して、違反広告物を除却できる権限の一部を委任し、違反広告物除却のために使用する道具類（ヘラ、ペンチ、軍手など）の提供を行い、その活動を支援します。</p>
56	<p>自転車マナーアップ活動への支援 (都市整備局 道路維持課)</p>	<p>大学生や専門学校生など学生が主体となり、小倉都心部において、自転車の盗難防止、違法駐輪による事故の防止や安全の確保、環境美化などに向けて、駐輪場の利用促進や違法駐輪の防止などの啓発活動を行っているボランティアを支援します。</p>
57	<p>北九州市道路サポーター制度 (都市整備局 道路計画課)</p>	<p>市が維持管理する道路において、道路清掃・美化などのボランティア活動を行っていただける地域の団体を募集し、登録団体に清掃用具や花苗などを支給し、活動を支援します。</p>
58	<p>公園愛護会助成事業 (都市整備局 公園管理課)</p>	<p>北九州市が維持管理する都市公園の除草、清掃等の美化活動などを行う団体に対して助成金を交付します。</p>
59	<p>河川愛護団体補助金事業 (都市整備局 水環境課)</p>	<p>良好な河川環境を保全するため、河川等の除草、清掃などの美化活動を行う団体に対して補助金を交付します。</p>

5 監視・指導体制の強化

迷惑行為のない快適で美しく住みやすいまちを目指すためには、啓発活動のみではなく、迷惑行為を許さない環境づくりが重要です。

このため、迷惑行為防止巡視員などによる迷惑行為の発見・指導体制を整備し、迷惑行為を起こさせない環境づくりのための取組を進めます。

(1) 監視体制の整備

迷惑行為防止のための地区の指定や巡視・啓発活動の充実など、監視・指導体制を整備します。

(2) 指導方法の確立

迷惑行為防止に向けた活動推進員の委嘱など、指導・啓発体制を明確化し、地域の指導・啓発を充実します。

【主な取組】

	事業名 (担当課)	事業の概要
60	迷惑行為防止重点地区の巡視 (総務市民局 安全・安心推進課)	迷惑行為が周囲に及ぼす影響が特に大きい地域を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、市の迷惑行為防止巡視員による巡視活動を実施するとともに、違反者に対して、罰則（過料1,000円）の適用を行います。
61	迷惑行為防止活動推進員の委嘱 (総務市民局 安全・安心推進課)	地域団体が迷惑行為の防止活動に積極的に取り組む「迷惑行為防止活動推進地区」において、地域団体の構成員を「迷惑行為防止活動推進員」に委嘱し、迷惑行為防止の指導及び啓発の充実を図ります。

再	他の自治体との連携等 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.5 再掲
再	違法駐車防止活動 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.22 の再掲
再	地域意見の施策への反映 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.44 の再掲
再	迷惑行為防止活動推進地区 の活動支援 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.49 の再掲
再	ふん害防止モデル校区事業 (保健福祉局 動物愛護センター)	No.52 の再掲
62	あき地等に繁茂した雑草等 の除去に関する指導業務 (環境局 産業廃棄物対策課)	まちの美観維持と生活環境の保全を図るため、 あき地の除草意識の普及、あき地の管理者に対す る除草指導などを行います。
63	不法投棄防止事業 (環境局 産業廃棄物対策課)	廃棄物の不法投棄の早期発見や未然防止のた め、不法投棄防止パトロールの実施や不法投棄防 止監視カメラの設置等により、清潔で快適なまち づくりを進めます。
64	まち美化推進員 (環境局 業務課)	まち美化に関する活動を行うとともに、ごみの 散乱状況などについて環境局環境センターへ情 報提供を行います。

65	空き缶等散乱状況実態調査 (環境局 業務課)	北九州市の都心部(小倉・黒崎)における空き缶などの散乱状況を調査することで、ポイ捨ての実態を把握し、今後の快適な生活環境の確保や環境美化の促進に反映させていきます。
再	ごみステーション改善推進 事業 (環境局 業務課)	No.46 の再掲
66	屋外広告物の規制 (都市整備局 管理課)	北九州市屋外広告物条例に違反した「はり紙」「はり札」「立看板」について、定期的に除却を行います。
67	道路不法占用物件除却事業 (都市整備局 管理課)	道路上の不法占用物件や放置自動車の発生防止と共に、是正指導及び除却を実施します。
再	違反広告物簡易除却市民ボランティア制度 (都市整備局 管理課)	No.55 の再掲
再	放置自転車対策事業 (都市整備局 道路維持課)	No.40 の再掲

6 公共施設等の環境整備

迷惑行為の防止を推進するためには、迷惑行為を起こしにくい環境づくりが重要です。

このため、公共の場所における迷惑行為禁止の表示や美しい都市環境の維持など、迷惑行為を行いにくい環境整備のための取組を進めます。

(1) 看板・路面標示などの整備

迷惑行為を禁止することを示す看板や路面標示などを設置し、市民や来訪者に迷惑行為をさせない環境づくりを行います。

(2) 美しい都市環境の維持

市や市民等の取組による清掃や落書きの消去などを実施し、美しい都市環境を維持することにより、新たな迷惑行為を起こさせない環境づくりを行います。

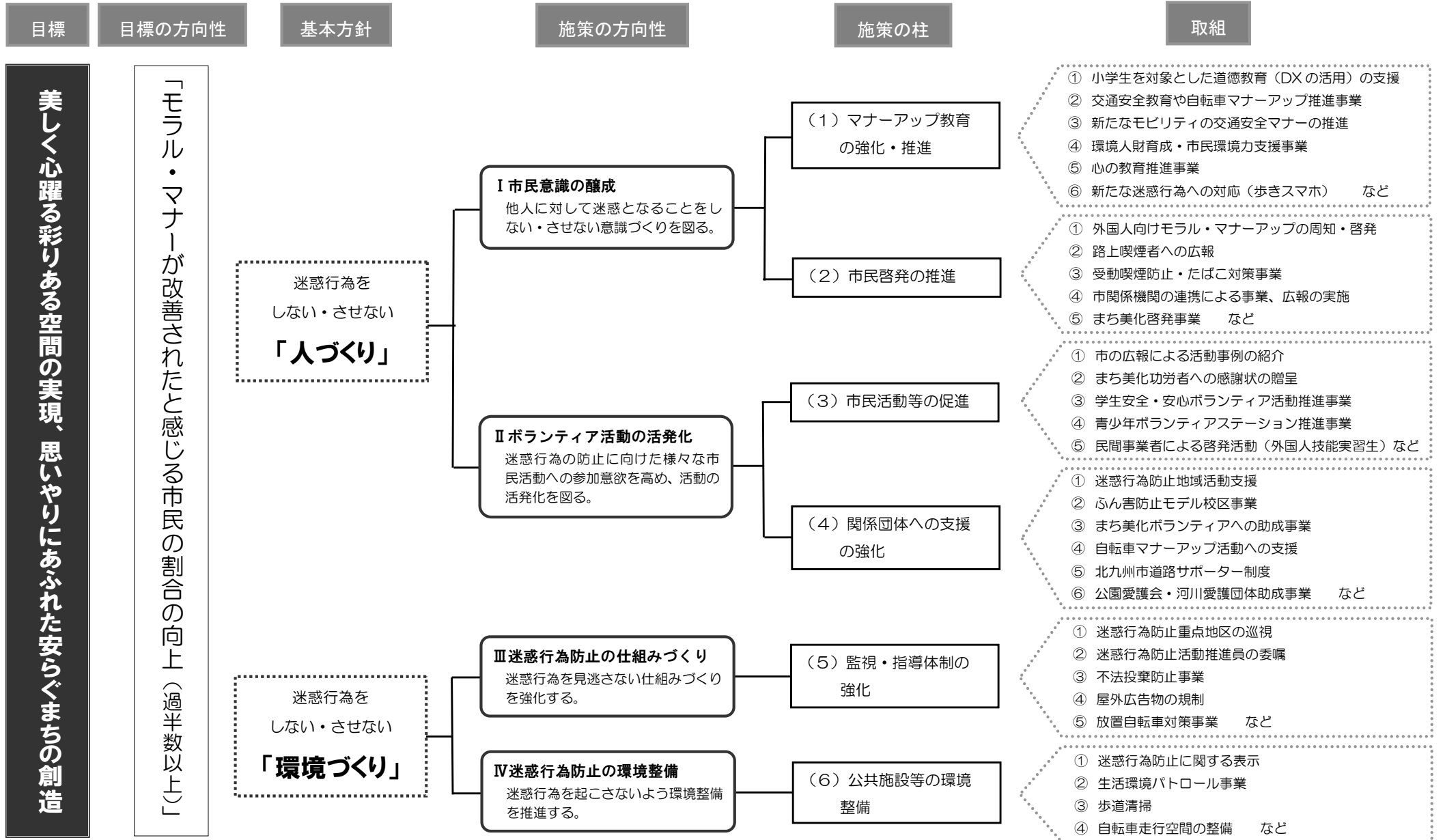
【主な取組】

	事業名 (担当課)	事業の概要
68	迷惑行為防止に関する表示 (総務市民局 安全・安心推進課)	看板や路面標示などの設置により、迷惑行為防止の表示や呼びかけを行います。
69	ポイ捨て等迷惑行為をしない環境づくりの検討・実施 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	ポイ捨てなどの迷惑行為を行わせない環境・仕組みづくりを検討・実施します。

再	他の自治体との連携等 (総務市民局 安全・安心推進課、関係課)	No.5の再掲
再	外国人来訪者への対応 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.25の再掲
再	落書き消去活動の支援 (総務市民局 安全・安心推進課)	No.50の再掲
70	生活環境パトロール事業 (総務市民局 安全・安心推進課)	市民の安全で快適な生活環境を確保するため、 道路等を定期的にパトロールするとともに市民 などからの情報提供に迅速に対応します。
71	安全・安心総合相談ダイヤル 事業 (総務市民局 安全・安心推進課)	日常生活の中で、安全・安心に関し、市民の方 がどこに相談していいのかわからないと感じる 案件等について、気軽に相談を受けることによ り、市民の相談機会の充実と不安感解消を図りま す。
再	「障害者等用駐車区画」の適 正利用(パーキングパーミッ ト制度)の推進 (保健福祉局 障害福祉企画課)	No.33の再掲
再	公道等敷設されている点字 ブロックの適正利用の推進 (保健福祉局 総務課、 障害福祉企画課)	No.34の再掲
再	動物愛護強化事業 (保健福祉局 動物愛護センター)	No.35の再掲

再	ふん害防止モデル校区事業 (保健福祉局 動物愛護センター)	No.52 の再掲
再	歩道清掃 (環境局 業務課)	No.37 の再掲
再	イノシシ、ハト等の被害防止 に係る啓発 (産業経済局 鳥獣被害対課)	No.39 の再掲
72	自転車走行空間の整備 (都市整備局 道路維持課)	「北九州市自転車活用推進計画」に基づき、小倉都心など自転車利用が多い市内13地区を整備拠点とし、拠点内および拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークの形成を図ります。

北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)体系図



資料

1 北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 基本計画等（第7条・第8条）

第3章 迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区（第9条－第12条）

第4章 北九州市迷惑行為防止推進協議会（第13条－第17条）

第5章 雑則（第18条・第19条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における喫煙その他の迷惑行為の防止について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、迷惑行為の防止の推進に関する基本となる事項を定めることにより、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（迷惑行為）

第2条 この条例において「迷惑行為」とは、別表に掲げる行為をいう。

（基本理念）

第3条 迷惑行為の防止の推進は、迷惑行為が他人に不快感又は嫌悪感を与えるのみならず、他人の身体若しくは財産に危害を及ぼし、又はそのおそれのある行為であり、他人への思いやりを欠く行為であるという基本的認識の下に、市民一人一人にその自覚を促すことを旨として行われるものでなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の理解と協力の下に迷惑行為の防止のための施策を推進する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら迷惑行為を行わないようにし、他人が迷惑行為をしているときはこれを注意し、及び迷惑行為の防止の推進のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市、地域の団体等が実施する迷惑行為の防止の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が迷惑行為を行わないようその指導及び啓発を行うとともに、迷惑行為の防止の推進のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市、地域の団体等が実施する迷惑行為の防止の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 市は、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、迷惑行為の防止の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ北九州市迷惑行為防止推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の実施等)

第8条 市は、基本計画に基づき、迷惑行為の防止のための施策を推進するため、迷惑行為の防止に係る啓発その他の必要な事業を実施しなければならない。

2 市は、迷惑行為のうち別表に掲げる関係条例の規定に違反するものに対し、当該条例の規定に従い、厳正に対処するものとする。

3 市長は、迷惑行為に係る命令、過料の処分等を受けた者に対し、迷惑行為の防止の推進のための研修会、行事その他の事業への参加を促す通知をすることができるものとする。

第3章 迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区

(迷惑行為防止重点地区)

第9条 市長は、迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性等を勘案して特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を迷惑行為防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ北九州市迷惑行為防止推進協議会の意見を聴くものとする。

3 重点地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の区域を変更し、又はその

指定を解除することができる。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(迷惑行為防止巡視員)

第10条 市は、主として重点地区において、迷惑行為を行い、又は行おうとしている者に対し必要な指導、処分その他の必要な措置を行わせるため、迷惑行為防止巡視員（以下この条において「巡視員」という。）を置く。

- 2 巡視員は、前項に規定する措置のほか、迷惑行為の防止の推進のための啓発その他迷惑行為の防止の推進に関する事務を行う。

- 3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。

- 4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(迷惑行為防止活動推進地区)

第11条 市長は、地域の住民又は事業者で構成された団体（以下「地域団体」という。）の申出に基づき、当該地域の区域の全部又は一部を迷惑行為防止活動推進地区（以下「推進地区」という。）に指定することができる。

- 2 推進地区は、地域団体により当該地域内における迷惑行為の防止の推進のための活動が自主的に行われる地区で、市長が特にその活動を支援する必要があると認めるものとする。

- 3 推進地区の指定の基準は、規則で定める。

- 4 市長は、第1項の申出があった場合は、前項の基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該申出に係る地域の区域の全部又は一部を推進地区として指定するものとする。

- 5 第9条第2項から第5項までの規定は、推進地区について準用する。

(迷惑行為防止活動推進員)

第12条 市長は、推進地区における迷惑行為の防止の推進のため、当該推進地区の地域団体の推薦に基づき、当該地域団体の構成員（事業者の場合にあっては、その代表者及び従業員）のうちから迷惑行為防止活動推進員（次項において「推進員」という。）を委嘱することができる。

- 2 推進員は、当該推進地区において迷惑行為を行い、又は行おうとしている者に対する指導、迷惑行為の防止の推進のための啓発その他の活動を行うものとする。

第4章 北九州市迷惑行為防止推進協議会

(協議会の設置及び所掌事務)

第13条 市に、北九州市迷惑行為防止推進協議会（以下「協議会」という。）

を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定等並びに重点地区及び推進地区の指定、区域の変更等に関する意見の具申、迷惑行為の防止の推進に関する施策の提言等を行うものとする。

(組織)

第14条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員等)

第15条 委員は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員及び学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会に係る委任)

第17条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(実施状況の検証)

第18条 市長は、この条例の施行後毎年度、この条例に基づく施策又は措置の実施の状況を検証し、その検証の結果を公表するとともに、必要があると認めるときは、当該施策又は措置の改善を図るものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

迷 惑 行 為		主 な 関 係 条 例 等
(1)	ア 屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。	北九州市屋外広告物条例（昭和38年北九州市条例第68号）
	イ 公共の場所においてチラシ等を配布し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。	
(2)	飼い犬のふんを放置すること。	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年北九州市条例第13号）
(3)	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和45年北九州市条例第18号）
(4)	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。	北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）
(5)	家庭ごみの持出しについて定められている事項（排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等）に従わずにこれを排出すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）
(6)	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発散させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
(7)	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をすること。	北九州市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第6号）

(8)	空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第11号）
(9)	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。	北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成12年北九州市条例第73号）
(10)	公共の場所（灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く。）において喫煙をすること。	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例（平成20年北九州市条例第11号）
(11)	落書きをすること。	北九州市落書きの防止に関する条例（平成20年北九州市条例第12号）
(12)	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。	道路交通法（昭和35年法律第105号）
(13)	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。	道路交通法
(14)	ア 障害者用の駐車区画を不適正に利用すること。	
	イ 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。	

2 基本条例に定める14の迷惑行為

1	(ア) 屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。
	(イ) 公共の場所においてチラシ等を配付し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。
2	飼い犬のふんを放置すること。
3	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。
4	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。
5	家庭ごみの持出しについて定められている事項(排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等)に従わずにこれを排出すること。
6	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発散させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。
7	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をすること。
8	空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。
9	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。
10	公共の場所(灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く)において喫煙をすること。
11	落書きをすること。
12	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。
13	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。
14	(ア) 障害者用の駐車区画を適正に利用すること。
	(イ) 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。



3 北九州市迷惑行為防止推進協議会

市長の諮問に応じ、「基本計画」の策定等並びに「迷惑行為防止重点地区」及び「迷惑行為防止活動推進地区」の指定、区域の変更等に関する意見の具申、迷惑行為の防止の推進に関する施策の提言等を行う付属機関です。

(1) 審議の経過

令和7年度からの基本計画の策定に当たり下記の日程で協議会を行いました。

■ 第37回 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 日 時 令和6年10月9日(水) 9:30~11:00
- 場 所 北九州市役所5階 プレゼンルーム
- 審議内容 基本計画(第4次計画)素案作成について

■ 第38回 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 日 時 令和6年11月12日(火) 9:30~11:00
- 場 所 北九州市役所15階 15C会議室
- 審議内容 基本計画(第4次計画)の答申について

(2) 委員名簿

令和6年10月現在

区分	氏名	所属等
会長	大坪 靖直	福岡教育大学教授 (教育社会心理学)
副会長	上杉 良子	梅光学院大学特任教授
委員	土屋 怜子	弁護士 (弁護士法人リベラ)
	藤井 大作	北九州商工会議所総務企画部 会員課長兼共済事業課長
	神谷 紀江	北九州青年会議所常任理事
	秋枝 博子	北九州婦人団体協議会理事
	肝付 太郎	北九州市自治会総連合会副会長
	小松 博幸	北九州市 PTA 協議会監事
	磯貝 博	公募市民
	島田 綺音	公募市民

4 モラル・マナーアップ関連条例過料適用状況

令和6年3月31日現在

<市全体>	路上喫煙	ポイ捨て	ふんの放置	落書き	合計
H21.3月	35	0	0	0	35
H21年度	983	48	0	0	1,031
H22年度	875	77	0	0	952
H23年度	875	72	0	0	947
H24年度	545	45	0	0	590
H25年度	834	78	0	0	912
H26年度	703	47	0	0	750
H27年度	707	19	0	0	726
H28年度	630	13	0	0	643
H29年度	486	3	0	0	489
H30年度	521	3	0	0	524
R元年度	282	0	0	0	282
R2年度	185	0	0	0	185
R3年度	217	0	0	0	217
R4年度	196	1	0	0	201
R5年度	242	2	0	0	244
累計	8,316	408	0	0	8,724

* R元年度より巡視回数を約260回から約180回に減少

【内 訳】

<小倉>	路上喫煙	ポイ捨て	合計
H21.3月	35	0	35
H21年度	983	48	1,031
H22年度	706	75	781
H23年度	591	60	651
H24年度	404	44	448
H25年度	455	69	524
H26年度	550	42	592
H27年度	579	18	597
H28年度	508	11	519
H29年度	385	3	388
H30年度	462	3	465
R元年度	255	0	255
R2年度	170	0	170
R3年度	207	0	207
R4年度	185	1	190
R5年度	231	2	233
累計	6,706	376	7,082

啓発指導期間 H20.9~H21.3

<黒崎>	路上喫煙	ポイ捨て	合計
H22年度			
H22.10~H23.3	169	2	171
H23年度	284	12	296
H24年度	141	1	142
H25年度	379	9	388
H26年度	153	5	158
H27年度	128	1	129
H28年度	122	2	124
H29年度	101	0	101
H30年度	59	0	59
R元年度	27	0	27
R2年度	15	0	15
R3年度	10	0	10
R4年度	11	0	11
R5年度	11	0	11
累計	1,610	32	1,642

啓発指導期間 H22.4~H22.9

北九州市総務市民局 安全・安心推進部 安全・安心推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号
TEL 093-582-2866 FAX 093-582-3889